○名古屋市建築基準法施行条例（抜粋）

平成12年３月29日

条例第40号

（建ぺい率の緩和される敷地）

第15条　法第53条第３項第２号の規定により特定行政庁が指定する敷地は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　街区の角にある敷地であって、前面道路の幅員がそれぞれ６メートル以上でその和が15メートル以上あり、かつ、その道路によって形成される角度が内角120度以下で、敷地境界線の総延長の３分の１以上がそれらの道路に接するもの

(2)　道路境界線の間隔が35メートル以内の道路の間にある敷地であって、その道路の幅員がそれぞれ６メートル以上でその和が15メートル以上あり、かつ、敷地境界線の総延長の８分の１以上がそれぞれの道路に、３分の１以上がそれらの道路に接するもの

(3)　三方を道路に囲まれた敷地であって、前面道路の幅員がそれぞれ６メートル以上あり、かつ、それらの道路によって形成される角度がそれぞれ内角120度以下で、敷地境界線の総延長の３分の１以上がそれらの道路に接するもの

(4)　公園、広場、水面その他これらに類するもの（以下「公園等」という。）に接する敷地又は敷地に接する道路の反対側に公園等のある敷地であって、その公園等を前各号の道路とみなし、前各号のいずれかに該当するもの